

上越市製造業人材育成支援事業等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内製造業の小規模企業者等が抱える経営課題を解決するための取組又はデジタルトランスフォーメーション（以下「D X」という。）を進めるための取組を支援するため、講師を招へいして行う研修の実施及び研修機関において実施する研修への従業員の参加、デジタル技術を活用した実証実験並びに支援機関が提供するD X推進に向けた支援サービスの活用について、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、上越市補助金交付規則（昭和46年上越市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「研修機関」とは、国、新潟県、公益財団法人にいがた産業創造機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小企業大学校を含む。）、独立行政法人日本貿易振興機構、上越人材ハイスクール、上越テクノスクール、上越商工会議所、新潟県商工会連合会、ものづくり支援パートナー協定締結大学、県内の金融機関、金融機関系シンクタンク、民間コンサルティング企業、日本政策金融公庫その他の市長が認める機関等をいう。

2 この要綱において「支援機関」とは、ものづくり支援パートナー協定締結大学、県内の金融機関、金融機関系シンクタンク、民間コンサルティング企業、日本政策金融公庫その他市長が認める機関等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる人及び団体（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する人及び団体とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第3項第1号から第5号までに規定する小規模企業者

イ 主としてアの小規模企業者により組織される団体

ウ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号、第2号、第6号又は第7号に規定する中小企業団体

エ その他アからウまでに掲げる団体に類するものとして市長が特に認める団体

(2) 主として日本標準産業分類の大分類E（製造業）に分類される事業を行っていること。

(3) 市内で製品若しくは技術の開発又は製品の製造を行っていること。

(4) 市税を完納していること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 人材育成事業（研修機関から講師を招へいして行う研修の実施及び研修機関において実施する研修へ従業員が参加するものをいう。）
- (2) 実証実験事業（ローカル5G通信環境を備えた施設であるJM—DAWNを活用した実証実験をいう。）
- (3) DX推進支援サービス活用事業（DXを推進するために、支援機関が提供するDX戦略の立案、改善策の提案、計画又は方針の策定その他DXの推進に関するコンサルティング等の支援サービスを活用するものをいう。）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

(1) 人材育成事業 次に掲げる経費

- ア 講師の招へいに要する謝金、委託料等
- イ 講師を招へいして行う研修の実施に要する会議室の借上料
- ウ 研修機関において実施する研修の受講料
- エ その他事業の実施に必要な経費で市長が認めるもの

(2) 実証実験事業 次に掲げる経費

- ア 会議室の借上料
- イ システム使用料
- ウ 謝金及び旅費（DXの推進に知見を有する専門家に支払うものに限る。）
- エ 備品購入費
- オ その他事業の実施に必要な経費で市長が認めるもの

(3) DX推進支援サービス活用事業 次に掲げる経費

- ア 当該支援サービスの活用に係る委託料
- イ その他事業の実施に必要な経費で市長が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、国、他の地方公共団体その他公共的団体から同項に規定する経費について補助を受ける場合は、同項に規定する経費から当該補助を受ける額を減じて得た額を補助対象経費とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

2 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

(1) 人材育成事業 次のとおりとする。

ア DXの推進に係る研修

(ア) 講師を招へいして行う研修の場合 10万円

(イ) 研修機関において実施する研修の場合 5万円

イ その他の研修

(ア) 講師を招へいして行う研修の場合 5万円

(イ) 研修機関において実施する研修の場合 3万円

(2) 実証実験事業 5万円

(3) DX推進支援サービス活用事業 10万円

3 補助金の交付は、前項第1号の場合にあっては一の補助対象者につき1年度当たり1回、通算3回までとし、それ以外の場合にあっては一の補助対象者につきそれぞれ1回を限度とする。

(交付申請書の添付書類)

第7条 規則第2条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、次に掲げる書類とする。

(1) 人材育成事業 次に掲げる書類

ア 研修計画書（第1号様式）

イ 研修カリキュラム、パンフレット等の写し

ウ 補助対象経費の額が分かる見積書等の写し

エ 研修参加予定者名簿（講師を招へいして行う研修の場合に限る。）

オ 市税の納税証明書又は納税状況調査承諾書

カ その他市長が必要と認める書類

(2) 実証実験事業 次に掲げる書類

ア 事業実施計画書（第2号様式）

イ 補助対象経費の額が分かる見積書等の写し

ウ 市税の納税証明書又は納税状況調査承諾書

エ その他市長が必要と認める書類

(3) DX推進支援サービス活用事業 次に掲げる書類

ア 事業実施計画書（第2号様式）

イ 支援サービスの概要が分かるパンフレット等の写し

- ウ 補助対象経費の額が分かる見積書等の写し
- エ 市税の納税証明書又は納税状況調査承諾書
- オ その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた補助対象者は、補助対象事業が完了した日から1月を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、次に掲げる書類を添えて実績報告をしなければならない。

(1) 人材育成事業 次に掲げる書類

- ア 研修報告書(第3号様式)
- イ 補助対象経費の支払に係る領収書等の写し
- ウ 研修参加者名簿
- エ 研修を行った際の状況写真(講師を招へいして行う研修の場合に限る。)
- オ 修了証書の写し(研修機関において実施する研修の場合に限る。)
- カ その他市長が必要と認める書類

(2) 実証実験事業 次に掲げる書類

- ア 事業実施報告書(第4号様式)
- イ 補助対象経費の支払に係る領収書等の写し
- ウ 補助対象事業の成果物の写し及び補助対象事業の実施状況が分かる写真、資料等
- エ その他市長が必要と認める書類

(3) DX推進支援サービス活用事業 次に掲げる書類

- ア 事業実施報告書(第4号様式)
- イ 補助対象経費の支払に係る領収書等の写し
- ウ 補助対象事業の成果物の写し及び補助対象事業の実施状況が分かる写真、資料等
- エ その他市長が必要と認める書類

(補助金の経理に係る書類の保存)

第9条 補助対象者は、補助金の交付を受けた研修に係る経理について、その収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、それらの書類を補助金の交付を受けた日の属する市の会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の上越市製造業人材育成支援事業等補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

(上越市製造業技術力向上支援事業補助金交付要綱及び上越市製造業DX推進支援事業補助金交付要綱の廃止)

- 3 上越市製造業技術力向上支援事業補助金交付要綱（平成30年4月1日実施）及び上越市製造業DX推進支援事業補助金交付要綱（令和5年4月1日実施）は、廃止する。

(上越市製造業技術力向上支援事業補助金交付要綱及び上越市製造業DX推進支援事業補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置)

- 4 この要綱の実施の日前に、前項の規定による廃止前の上越市製造業技術力向上支援事業補助金交付要綱及び上越市製造業DX推進支援事業補助金交付要綱の規定により交付を受けた上越市製造業技術力向上支援事業補助金交付要綱及び上越市製造業DX推進支援事業補助金交付要綱に係る補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

- 5 この要綱の実施の日前に、第3項の規定による廃止前の上越市製造業技術力向上支援事業補助金交付要綱及び上越市製造業DX推進支援事業補助金交付要綱の規定により交付を受けた回数は、改正後の上越市製造業人材育成支援事業等補助金交付要綱第5条第3項に規定する回数に通算するものとする。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の上越市製造業人材育成支援事業等補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

- 3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市製造業人材育成支援事業等補助金交付要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市製造業人材育成支援事業等補助金交付要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

第1号様式（第7条関係）

研修計画書（講師招へい型）

事業者名			代表者名		
所在地	〒 TEL : FAX :		従業員数	人 (常勤 : 人 非常勤 : 人)	
研修担当者	所属 氏名				
研修内容 <講師名> <講師を招へいする理由・必要性> <指導を受ける内容> <研修成果目標> <添付書類> ☐ 研修カリキュラム、パンフレット等の写し ☐ 補助対象経費の額が分かる見積書等の写し ☐ 研修参加予定者名簿 ☐ 市税の納税証明書又は納税状況調査承諾書 ☐ その他市長が必要と認める書類					

研修計画書（派遣研修型）

事業 者 名			代表者名		
所 在 地	〒		従業員数	人 (常勤： 人、非常勤： 人)	
研修担当者	所属 氏名				
派遣する従業員					
①所 属 役 職 氏 名			②所 属 役 職 氏 名		
③所 属 役 職 氏 名			④所 属 役 職 氏 名		
研修内容					
<研修の名称> _____ (受講機関名： _____)					
<研修期間> _____ 年 _____ 月 _____ 日 ～ _____ 年 _____ 月 _____ 日 (_____ 日間)					
<研修内容>					
<研修成果目標>					
<添付書類>					
☐ 研修カリキュラム、パンフレットの写し					
☐ 補助対象経費の額が分かる見積書等の写し					
☐ 市税の納税証明書又は納税状況調査承諾書					
☐ その他市長が必要と認める書類					

第2号様式（第7条関係）

事業実施計画書

（☐実証実験事業 ☐DX推進支援サービス活用事業）

1 申請者の概要

申請者 (氏名又は名称)		業種※ (中分類)	
従業員数	人 (常勤: 人 非常勤: 人)	資本金	千円
連絡担当者	所属: E-mail: 氏名: TEL:		

2 事業概要

(1) 事業の目的及び期待する効果

--

(2) 事業の内容

--

(3) 事業の実施スケジュール

--

備考 ※印欄には日本標準産業分類に掲げる中分類を記載してください。

<添付書類>

- ☐ 支援サービスの概要が分かるパンフレット等の写し（DX推進支援サービス活用事業の場合に限る。）
- ☐ 補助対象経費の額が分かる見積書等の写し
- ☐ 市税の納税証明書又は納税状況調査承諾書
- ☐ その他市長が必要と認める書類

第3号様式（第8条関係）

研修報告書

申 請 者 (氏名又は名称)			
研 修 テ ー マ			
研 修 期 間	年 月 日～ 年 月 日		
受 講 者 数	人	研修実施機関名	
研 修 内 容			
研 修 成 果			
研修後の社内展開 の 見 込 み			

第4号様式（第8条関係）

事業実施報告書

(☐実証実験事業 ☐DX推進支援サービス活用事業)

申請者 (氏名又は名称)	
事業期間	年 月 日～ 年 月 日
事業の概要	
事業の成果	
今後の展開の見込み	